

● 第3回全統共通テスト模試から見直しておきたい問題

【問題】

第1問(論理的文章) 問3 傍線部の内容について答える問題

【ポイント】

正解:④

似たような内容の選択肢が二つあって、最後にどちらにしようか迷ってしまったということは、多くの受験生が経験しているでしょう。そうした場合に大切なのは、一つの選択肢を単独で見るのではなく、選択肢同士を比較し、どこが違うのかを検討してみることです。この問題の場合、①には「テロリストよりもいっそ国民の平和と安全を脅かす」とあり、④には「戦争を仕掛け(る)……ばかりか、自国の国民に対しても……暴力行使(する)」とあります。そして設問では「国家」が「テロリスト」と似ていることが問われています。以上のことから、①よりも④の方が望ましい解答だとわかるはずです。

【問題】

第2問(文学的文章) 問7 本文全体の内容を踏まえ、傍線部について答える問題

【ポイント】

正解:③

登場人物の心境について「どのように考えられるか」が問われています。つまりここで問われているのは、文章全体を一つのまとまった話と捉えた場合、傍線部をどう(解釈)できるかということなのです。こんなふうに入試現代文では、出題者が受験生に一定の(解釈)を求めてくることもあります。そのときに重要なのが、文章全体がどういう世界を描いているかを意識することです。この設問も、小説全体が(1960年代における老境を迎えた女性のありよう)を描いたものだということが意識できれば、さほど迷うことなく正解できるでしょう。こうした問題の解き方を身につけるようにしましょう。

【問題】

第3問(資料問題) 問1 グラフから読み取れることを答える問題

【ポイント】

正解:④

この問題は空欄補充のような体裁になっていますが、空欄を含む文脈を確認すれば、【資料I】からわかることが問われているのだと判断できるでしょう。したがって、各選択肢と【資料I】を照合しながら、消去法も用いつつ解答を選べばよいわけです。このように共通テスト第3問では、まず問題全体の構成を見てどこにどんな図やグラフなどがあるのかを把握し、そのうえで設問の要求を確認して、該当箇所と選択肢とを照らし合わせるということが求められます。そうした作業が手際よく正確にできるようになるよう、練習をしておきましょう。



● 第3回全統共通テスト模試から見直しておきたい問題

【問題】

第4問 問4 2つの文章の比較や他の資料の和歌を利用した本文の内容説明問題

【ポイント】

正解:(i)② (ii)④ (iii)③

共通テストでは、生徒が古文を学習する場面を設定した設問が頻出で、特に会話の途中に空欄を設けて該当する説明を選ばせる形式を好んで出題しています。この形式の設問は、会話表現から、本文のどの箇所についての説明を求められているかを受験生が自ら探さなければならないことが多く、傍線が引かれている問題よりも手間がかかることが多いです。また、本文の内容全般にわたる問題であることが多いです。共通テスト特有の形式であるため、特に共通テスト型を意識した練習素材でなければ出会わないので、心構えなく本番で直面すると、とまどうこともあるでしょう。時間も、単に傍線を引いて問う形式に比べると取られます。実際に、今回の問4の、特に(ii)と(iii)は正答率も低かったのです。本番で例年どおり同様の出題があった際、この形式の問題に、しっかりと時間を残して落ち着いて挑めるように気をつけてください。逆に言えば、この形式の設問に自分がどの程度時間をかけなければならないか、事前に練習してぼんやりとでも知っていれば、本番で焦ることもなくなります。ぜひしっかり見直して慣れておいてください。



● 第3回全統共通テスト模試から見直しておきたい問題

【問題】

第5問 問6 本文の趣旨についての説明問題

【ポイント】

正解:③

問6は、共通テストの特徴の1つである、2つの文章の主旨を把握する問題でした。正答率は3割台と出来がよくありませんでした。【文章Ⅰ】の主旨を読み取るポイントは、劉安世による発言のうち『漢書』を引用した「吏道は法令を以て師と為す」という発言でした。ここは「以A為B」(AをBとする)という慣用句が用いられていることに注意して訳せば「役人は法の規定を模範に職務に励むべきである」という見解を読み取る事ができたはずです。次に【文章Ⅱ】の主旨を読み取るポイントは、薛宣の「吏道は法令を以て師と為し、問ひて知るべし。能くすると能くせざるとに及びては、自ら資材有り。何ぞ学ぶべけんや」という発言を正確に解釈することでした。この中の「能くすると能くせざると」が「役人として職務を果たせるかどうか」という意味、「資材」がここでは「役人としてふさわしい才能」の意味であることが重要で、これらを踏まえると「役人は法の規定を模範に職務に励むべきであるが、立派に職務を遂行できるか否かは、生まれつきの才能による」という見解が導き出せます。誤答の中では⑤が目立ちました。これは、【文章Ⅰ】【文章Ⅱ】に共通する「役人は法の規定を模範に職務に励むべきである」という見解が読み取れた一方で、【文章Ⅱ】の薛宣の「役人として働くには生まれつきの才能が重要である」という独特的の見解が読み取れなかったのだと考えられますが、とりわけ【文章Ⅱ】の話の薛宣の発言内容が理解できず、感覚的に選んでしまった受験生が多いのではないでしょうか。2つの文章の主旨を把握する問題は、それぞれの文章の大意をつかむ事が求められますが、本問のような物語性のある文章の場合は会話文に注目し、正確な解釈に努めましょう。